

令和8年度佐賀県高齢者施設等機器整備費補助概要

補助事業の概要については以下のとおりですので、事前協議書の作成の際の参考にしてください。
ご不明な点等ございましたら、依頼文に記載しております担当までご連絡をお願いします。

1.補助対象事業所・施設等

補助対象となる事業所・施設等の種別
通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く。)、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所(養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く。)、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム

2.補助内容及び対象経費等

施設区分	補助率	対象経費及び対象外経費
通所施設	補助率:2/3 補助上限額: 500 万円 ※補助対象となる事業費は50 万円を下限とする。	<対象経費> 機器本体の備品購入費及び当該機器の設置に直接必要となる経費 <対象外経費> ・既に実施している事業に対する費用 ・リース又はレンタルに要する費用 ・他の補助金の交付を受けているもの又は交付を受けることを予定しているもの ・その他適当と認められない費用
入所施設 一定規模以上の施設 ※定員 100 名以上		

3.対象機器例

機器種別	備考
(1)汚物除去洗濯機	おむつや嘔吐物等で汚染されたリネン類を、手洗いせず衛生的に洗濯するための専用洗濯機
(2)大型食器洗浄機	大量の食器を短時間で連続して自動洗浄・すすぎ・乾燥まで行い、厨房業務の効率化と衛生管理の向上を図る機器
(3)スチームコンベクション	蒸気と熱風を組み合わせ、焼く・蒸す・煮る・再加熱などを一台で行うことが出来る大量調理用加熱機器
(4)ブラストチラー	過熱したての食品を素早く冷却・冷凍するための専用機器
(5)その他	施設における業務の効率化、職員の負担軽減及び生産性向上に資する機器